

吹田市情報公開運営審議会 会議録（第 52 回）

- 1 開催日 令和元年（2019 年）9 月 6 日（金曜日）
- 2 開催時間 （開会）午後 4 時 （閉会）午後 5 時
- 3 場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 4 委員会室
- 4 出席委員 会長 石橋 徹也 副会長 木下 智史
磯野 新 植田 真一郎 大江 尚子
西形 方良 山根 茂男
- 5 欠席委員 岩城 伸 相馬 孝
- 6 出席市職員
＜事務局＞市民部長 高田 徳也
市民部次長 熱田 徹
市民部市民総務室長 大川 雅博
市民部市民総務室参事 川本 義一
市民部市民総務室情報公開担当主幹 石井 裕臣
市民部市民総務室情報公開担当主査 美馬 良則
市民部市民総務室情報公開担当係員 福島 一貴
- 7 署名委員 植田 真一郎 大江 尚子
- 8 傍聴者 無し
- 9 案 件
＜議事＞
 - 1 会長・副会長の選任（互選）
 - 2 平成 30 年度（2018 年度）情報公開制度の運用状況について
 - 3 その他
- 10 資 料
 - 1 吹田市情報公開制度の運用状況
 - 2 平成 30 年度（2018 年度）吹田市情報公開制度利用状況
 - 3 吹田市公文書公開請求の決定内容 平成 30 年度（2018 年度）
 - 4 関係例規をまとめたファイル
 - 5 平成 30 年度（2018 年度）公文書公開請求のうち条例第 7 条第 3 号及び第 4 号による部分公開・非公開決定の概要

1 1 議事録（要旨）

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第 52 回情報公開運営審議会を開催させていただきます。本日の審議会の出席状況を報告します。当審議会 9 名中 7 名の委員が出席されております。吹田市情報公開運営審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しております。

開催に先立ちまして、高田市民部長より、一言御挨拶させていただきます。

<部長挨拶>

事務局 本日は新しい任期の最初の審議会ですので、会長・副会長が決まりますまでの間、司会進行役を事務局で務めさせていただきます。まず、委員の皆様より自己紹介をお願いします。

<各委員自己紹介>

事務局 次に、事務局職員の紹介をいたします。

<事務局職員紹介>

事務局 それでは、本日の案件（1）「会長・副会長の選任」に移ります。「吹田市情報公開運営審議会規則」の第 3 条第 1 項で、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」ことになっております。最初に、会長の選任をお願いします。

（互選により）会長は、石橋委員を選任することに決しました。

続きまして、副会長の選任をお願いします。（会長に一任により）木下委員に副会長をお願いすることに決しました。

それでは会長に石橋委員を、副会長に木下委員をお選びいただきました。よろしくお願いいたします。

<会長・副会長席へ移動着席>

事務局 会長・副会長に一言ずつ挨拶をお願いします。

<会長・副会長挨拶>

会 長 ただいまから、「第 52 回情報公開運営審議会」の審議を進めます。はじめに、本審議会の議事録作成については、署名方式を執っています。署名方式の詳細については、

審議会終了後に事務局より御説明します。今回は、植田委員と大江委員をお願いします。

それでは、会議次第 案件（２）「平成 30 年度（2018 年度）情報公開制度の運用状況」についてを議題とします。吹田市情報公開運営審議会規則第 5 条に基づき、資料の説明を受けます。

<事務局資料説明（約 30 分程）>

会 長 吹田市の情報公開制度の運用状況等の説明を受けましたが、委員の皆様、御意見等がありますでしょうか。

委 員 （情報提供の状況で行政資料閲覧コーナーに）道路状況や開発状況を知りたいという方が来られるというのはわかりましたが、それ以外にどういった方がこられるのですか。

事務局 公開請求の説明を中心にしましたが、情報公開という場合にはオープンデータも含めて市が持つ情報を公開することを原則としています。また、近年は SNS 等を利用した情報発信や、従来紙媒体で公表していた情報をホームページ等で公開しています。そういった全体像の中で、さらに市の情報を得たいという方に、公開請求という形で個人情報等の取扱いに配慮し積極的に公開していくことに心掛けています。また、その公開決定に納得いかない場合は不服審査も可能となっています。

委 員 決定等件数と請求件数はどう違うのですか。

事務局 請求件数は請求書の件数。決定等件数は請求に対して、複数の文書がある場合等において、公開決定、部分公開決定、非公開決定をするといったように、一つの請求に対して複数の決定をする場合があるため件数が異なってきます。

委 員 閲覧コーナーが 1 階から 7 階に移動したが、その影響で閲覧者の人数は変わったか。

事務局 正確な人数は把握できていません。しかし、今年 6 月に下水道配管図等がホームページ等で公表されることになり、今まで閲覧コーナーにて提供していた情報を来庁いただくだけでも提供できるようになった影響も大きく、窓口に来られる方は減っていると考えています。来庁者が減少することが一概に悪いことではないと考えています。7 階のスペースが広くなり閲覧者同士のプライバシーも確保できるようになりました。

委 員 情報公開条例に基づいたものは公開されることになるが、段階があって公開されないものもあるということですか。

事務局 基本的には市の情報は公開していくこととなります。しかし、個人情報に抵触する内容や、市の事業を実施する前の初期の検討段階で公開してしまうと、最終的なものと内容が異なり市民の方に混乱を生じさせるおそれがある等、いくつかの観点で非公開となる場合があります。

委 員 公開文書が 100 枚以上になった場合、手数料をとるケースについて、実績はあるのですか。

事務局 具体的な件数はすぐに出ませんが数件ありました。百数枚といったケースが多かったです。何百枚となるような場合は、請求者の方の不利益とならないよう調整し、数百枚となるような場合は請求者が不要なものは公開せずに枚数が100枚以内に治まるよう調整する場合があります。ただ、どうしても必要な場合は超えるケースがあると考えています。

委員 では、当初想定していたように大量請求に対して、（請求者との間で）意思疎通を図っていくということは実現しているのですね。どうしても必要というケースが何件か散見されているといった程度で。

事務局 請求人の権利を守りながら事務の簡素化も含めて調整できていると考えています。

委員 これからもよく調整いただけたらいいかなと思います。大量請求の件数などまた教えていただけたらいいかと思います。

事務局 わかりました。

委員 公開決定までの日数で最大が47日となっていますが、条例上、45日ということなのにこれはどういうことですか。

事務局 基本的には請求を受け付けてから15日以内に公開し、2回延長できることになっております。ただし、期限日が土日祝日にあたる場合、翌開庁日が期限日となりますのでこのケースは47日になっています。

委員 審査会の状況について、昨年5月に審査請求を受理してまだ答申が出ていません。これは少し遅いのではないのかという気がします。難しい案件なのですか。だいたい、4から6回程度で終われる気がするのですが。

事務局 通常のケースはその程度で終わられます。昨年度からの請求件数が多く、諮問は実施機関が行いますが審査会への説明の順番回ってこない状況です。審査請求の件数が増えて多くなっており、事務局のほうでも開催の頻度を増やしたり、口頭意見陳述を5名の委員全員ではなく2名の委員体制で行う等、速やかに対応できるよう改善を図っています。それでも対応できない場合は委員の人数を増やす必要もあるのではないかなど、様々なことを検討しています。また、請求人からの意見書等の提出に対応して調査審議を進めていかなければならないという状況もあります。さらに、請求人と口頭意見陳述等の日程調整をさせていただいても、お答えがすぐに帰ってこないといったケースもあります。

会長 では次に、「案件（3）その他」ですが事務局から何かありますでしょうか。

事務局 現時点では具体的に条例改正等の制度改正は考えていませんが、審査会に時間がかかっている等問題意識を持っていますので、より公正で円滑な制度運用を図っていくために、当審議会にお諮りし御意見を伺う必要が今後出てくることもあると考えています。

会長 それでは、今後、皆様に色々と御意見を伺うこともあるかと思いますが、これにて第52回情報公開運営審議会を閉会いたします。